

人事委員会議事録（第1652回）

1 開催日時

令和3年2月19日（金）15：00～16：25

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	岡野揮代美	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1651回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

採用選考試験（第2回）筆記合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（2月22日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

学芸員（近現代美術）で業績審査の結果が記載されていない者がいるがなぜか。

（事務局）

筆記試験において、専門試験の判定結果が一定の基準に達していない場合は、業績審査は採点しないこととしており、このことは試験案内に明記している。

第3号議案

採用選考試験（第2回）最終合格者（学芸員（近世・近代書）等）決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（2月22日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

第4号議案

学芸員採用選考試験最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合否判定基準及び合格発表日（2月22日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

合否判定基準の設定がかなり厳しいのではないか。

（事務局）

通常の選考試験の合格基準は足切りのための基準であるが、今回は特定の者を候補者とする試験の合否判定のための基準であり、厳しく設定した。

（委員）

合否判定基準はどのように定めているのか。

（事務局）

試験ごとにその都度合格者決定要領で定めている。

第5号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、警察本部長から請求のあった採用選考（発令予定：令和3年3月17日・22日及び4月1日）について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第6号議案

専決処分をしたものにつき承認を求める件

—新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件—

給与課長が、令和3年2月16日付けで委員長が専決処分を行った標記意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

第7号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

教育職員に変形労働時間制を導入することの法的効果とはどういうものか。正規の勤務時間を超えて勤務を行っても時間外手当が支給されないのだから、勤務時間を法定したり、それを延長したりすることにどんな意味があるのか。

（事務局）

正規の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は、自らの判断で自発的に行っていると整理され、勤務時間の管理が十分でない。変形労働時間制の導入により、こ

れまで繁忙期等に正規の勤務時間外で行わざるを得なかった業務を正規の勤務時間で行ったものと取り扱うことが可能となる。

(委員)

教育職員は児童生徒の夏休みに有給休暇をまとめ取りしているから、変形労働時間制を導入した場合、有給休暇の消化率が下がる懸念はないのか。実際に導入するには業務を見直す必要がある。

(事務局)

導入の前提として時間外在校等時間が月42時間、年320時間の範囲内と定められているが、これを大幅に上回っている。夏休みも夏季休暇の消化で精一杯というのが実情であるが、法律の施行日が近づいているので、受け皿は作っておきたいという趣旨である。

このため、条例制定に対する意見では、これまでも繰り返し要請してきた勤務時間の適正化に向けた実効性の上がる取組を改めて要請する。

(委員)

育児部分休暇について、現行はどういう時間帯で取得ができるのか。

(事務局)

学童保育の迎えの時間に合わせて、16時30分から終業時間の17時30分までの1時間など、30分単位で2時間まで取得が可能となっている。

第8号議案

職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

管理職手当の月額はどのくらいか。

(事務局)

本庁の課長級であれば本則88,500円、現行の10%カット後で79,650円となっている。

(委員)

管理職手当の減額率を引き上げた場合、県全体でどのくらいの効果があるのか。

(事務局)

県全体の年間の効果額は、現行の10%カットで約3億8千万円。改正後の12%カットで約4億5千万円が見込まれるため、今回の減額率引上げの効果額は約7千万円となる。

第9号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

条例第7条第2項第2号に「第6号又は第10号に掲げる業務のうち知事が指定するも

のに従事した場合は950円」とあるが、どういった業務を指定するのか。

(事務局)

例えば、第6号は、知的障害者福祉法に基づいて知的障害者と面接して行う障害程度の判定等の業務で、18歳以上は知的障害者更生相談所、18歳未満はこども家庭センターで行っており、こども家庭センターで行う業務を指定することになる。

第10号議案

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

支給対象業務に、保健室での対応等感染の疑いのある児童生徒の救急措置とあるが、検査結果が陰性となった児童生徒への対応は支給対象業務となるのか。

(事務局)

新型コロナウイルスに感染の疑いのある児童生徒への対応については、結果的にPCR検査が陰性であったとしても支給対象業務にあたる。

報告事項1

公務労協地方公務員部会等から全人連への要請

報告事項2

都道府県人事委員会勧告の状況

給与課長が、標記要請の内容及び各都道府県の人事委員会勧告の状況を報告した。

報告事項3

任命権者が行った処分

任用課長が、警察本部長が行った1件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会